

議 事 録

会 議 名	令和4年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和4年2月25日(金)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 市川 幹雄 4番 中村 基寛 5番 藤井 薫 6番 金子 隆夫 <div style="text-align: right;">合計5名</div>		
欠席委員	2番 三留 清一 3番 福岡 喜輝 7番 相田 孝		
農業委員会事務局	事務局長：富田清彦 主査：広田智之		
傍聴人	無		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 農地造成工事施工承認願について 日程 第3 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について 日程 第4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について 日程 第5 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第6 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について 日程 第7 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和4年第2回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、5番と6番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号5号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号5号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地域内にある農業振興地域内農地2筆です。転用事業の内容は貸駐車場で、ガソリンスタンドを営む事業者が、従業員の駐車場を探していたところ、譲受人との間で賃借の話がまとまり、農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、町村役場から500m以内の区域であるため第2種農地となります。許可の基準としては、申請農地以外で適地が見つからない場合は許可となります。</p> <p>会 長：続いて地区担当の6番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>6 番：先日14日に事務局職員と現地調査に行ってきました。申請地は産業道路沿いで小さな、形状は三角の狭い土地のため耕作には適さない土地です。また、他の農地への影響はありませんので許可相当だと思います。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p>		

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号5号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第2、農地造成工事施工承認願について、議案番号第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：(議案番号6号を朗読)

(説明) 本案件は、位置図にありますとおり一之宮地域内にある市街化調整区域内農地で現況は田です。この田の周囲を幅60cm深さ60cmの溝をユンボで掘削し、プラソイラで硬盤を破砕して浸透を良くすることで畑として利用する計画です。畑に転換後ほうれん草、きゃべつ、ブロッコリー等を作付けする予定です。案件の北側隣接農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：今月の14日に事務局職員と現地調査を行いました。しっかりと管理されている農地でした。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、日程第3、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出について、議案番号7号～16号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号7号～16号を朗読)

(説明) 当該地は田端地区、一之宮地区、大曲地区、農業振興地域内農地と農用地区域の合計17筆で、現況については田です。期間については3年間で借り手は、軽トラック、耕運機等を所有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：事務局職員と現地を確認いたしました。しっかりと管理されていて、草も生えていない状態でした。このまま継続して耕作していただけたらと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号～16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号7号～16号は原案のとおり決定通知書

を町長に送付いたします。

続いて日程第4、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議案第17号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号17号を朗読）

（説明）当案件につきましては、地区担当農業委員の6番と事務局職員で6筆の現地調査をしました結果、農地として適正に管理されており、今後も引き続き耕作する意志があることを確認しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員の6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：申請地はしいたけを栽培している施設で、きれいに管理されております。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号17号は原案のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することに決定いたします。

次に日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号7号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告番号8号の1件、日程第7、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号9号から15号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり7件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

4 番：報告番号7番についてですが、相続された方が遠方に居住されているようですが、今後どのように農地を利用していくのでしょうか。

事務局：遠方に居住のため耕作出来ないと思いますので、具体的な相談がありましたら、農業委員、農地利用最適化推進委員の協力によりマッチングを進めていくこととなります。

会 長：他に質問はございますか。

5 番：報告番号14号ですが、仮換地先の地図ですか？

事務局：仮換地後の地図が議案に添付されてございますが、この地図は寒川町田端西地区土地区画整理組合が発行する仮換地証明の地図と同じものです。将来換地処分がされる時は、原則として仮換地証明の該当する場所が換地の場所となりますので、議案添付の地図の該当箇所が農地転用届出の対象となる農地となります。

会 長：他に質問はございますか。

よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

	<p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和4年第2回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和4年第2回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 藤井 薫 議事録署名人 金子 隆夫

本議事録は、令和4年3月25日、承認・署名を得て確定しました。